


 憲 法

次の事例に含まれる憲法上の問題について論じなさい。(配点：40点)

県立A高校の教員であるXは、以前から日の丸や君が代に戦前の名残があると感じており、国旗国歌法の制定に反発心を覚えていた。B教育委員会により任命されたC教育長は、国旗掲揚と国歌斉唱の実施強化を図るため、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」と題する通達(以下「本件通達」という。)を各県立高校校長宛に送った。

Xは、ある年のA高校の入学式において、日の丸及び君が代に対して反対の意思を表すため、日の丸に斜線を引いたような図柄が入ったブラウスを着て出席しようとした。A高校のD校長は、Xに対して本件通達の3(1)を示しながら、ブラウスの図柄を目立たなくさせるために上着を着ることを命じたが、Xはこれに従わず、そのまま式に参列した。

後日、保護者からの苦情を受けたD校長はB教育委員会に報告し、B教育委員会はXを呼び出して意見を聞いた。その際、Xは、日の丸や君が代に対して嫌悪感があるためにとった行為であり、今後とも式典の際には同様の行為を続けると述べた。そこでB教育委員会は、地方公務員法32条及び33条に違反し、同法29条1項各号に該当するとして、Xに対して懲戒戒告処分を行った。

「通達 入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」(抄)

- 1 学習指導要領に基づき、入学式、卒業式等を適正に実施すること。
- 2 入学式、卒業式等は、以下の流れで進めること。
 - (1) 国旗は、式典会場の舞台壇上正面に掲揚する。
 - (2) 国歌斉唱に当たっては、式典の司会者が、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。
 - (3) 式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。
- 3 入学式、卒業式等の実施に当たっては、以下のとおり行うものとする。
 - (1) 入学式、卒業式等における教職員の服装は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われる式典にふさわしいものとする。

(以下略)

注意：次ページにも参照法令が掲載されています。

地方公務員法（抄）

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

（第 2 項以下略）

第 32 条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第 33 条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

刑 法

次の【事実】中の2以降における甲及び乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。その際、どの要件にどの事実が該当するかを具体的に明示するよう、努めなさい。（配点：40点）

【事実】

1 生命保険会社のセールスマンである甲（28歳）は、新規の顧客を開拓するため、ある日、できてから40年ほどが経つ高級住宅街の様子を見に行った。広い敷地に大きな家が建ち並ぶ街を、保険に加入する人がいそうな家を探しつつ歩いていると、ある家Aの玄関先に自分と同じようにスーツを着た男（乙）がおり、インターホンに向かって「息子さんのことで来ました丙川です」と話しているのを見掛けた。間もなく、その家から年配の女性が出てきて、現金が入っている銀行の封筒を乙に手渡している。乙はこれを受け取ると、そそくさとA宅を立ち去り、今度は、20メートルほど離れた別の家Bの玄関チャイムを鳴らしている。しかしB宅からは応答がなかったので、乙はその先の角を曲がって行ってしまった。

この乙は、いわゆる「母さん助けて詐欺」（「振り込め詐欺」、「オレオレ詐欺」ともいう。）の現金受領を担当していた。すなわち、乙が雇われた「母さん助けて詐欺」グループは、電話担当者がA、Bらに対し、その息子になりすまして電話をかけ、「取引先に持参するため会社から預かった現金を、電車の中に置き忘れてしまった。今日中に同額の現金を取引先に持参しなければ、大変なことになる。会社の同僚を受取りに向かわせるから、現金を用意しておいて、その同僚に手渡してくれないか」などと依頼し、これを信じたA、Bらから現金を受領するのが、乙の分担内容なのである。

甲は、乙がそのような役割を担っていること、その受領のためA宅を訪問し、B宅をも訪問しようとしていたことを察知し、それならばB宅の住人が帰って来るのを待って、乙が現金を受け取る前に自分が受け取ってしまうかと思いついた。

2 甲がしばらくB宅前で待っていたところ、年配の女性Bが帰って来て、家の門扉を開けようとした。そこで甲がBに、「息子さんのことで来ました丙川です」と声を掛けると、Bは「ああ、お待たせしました。これが、息子が置き忘れたという金額の400万円です」と言って、封筒に入った現金を渡してくれた。そしてさらに、「会社の皆さんにご迷惑をお掛けしたお詫びに、心ばかり

ですが、どうぞ」と、箱入りクッキー（3000円相当）の入った紙袋を手渡してくれた。甲は、これらを受け取って、まず現金を自分の預金口座に預け入れようと考えて、銀行に向かって歩き始めた。

3 ところが実は、甲がBから現金とクッキーを受け取る場面を、乙は背後から見、2人のやり取りを聞いていた。乙は、「そろそろBが、銀行から現金を払い戻して、自宅に帰ったところではないか」と考えて、B宅の近くに戻ってきたところ、見ず知らずの甲がBから400万円を受け取っているのを目撃し、自分の受け取るべき現金を甲に取られたことを発見したのである。しかし、Bの目の前で甲と争うと騒ぎになって、警察を呼ばれでもしたらすべてが台無しになると考え、何もせずに我慢していたのである。

4 乙は、甲が立ち去ってから1分くらいの間は、「Bから受け取るはずだった現金は、諦めるしかないか」とも考えたが、やがて、Bからの現金受領に失敗したとすると、自分を雇っている「母さん助けて詐欺」グループから過激な制裁を受けるのではないかと気付き、甲を追い掛けて、「Bから受け取った現金をよこせ」と言葉を掛けた。

甲は、最初のうちは「何のことですか」などととぼけていたが、乙が「現金を渡さないと、警察に捕まるだけではない。俺たちのグループから、ボコボコにされるぞ」と脅しを掛けると、甲も怖くなって、Bから受け取った現金400万円を乙に渡した。

こうして、甲がこの日に得た物は、クッキー1箱だけであった。

民法

次の【共通の事実】を読み、小問(1)及び小問(2)に答えなさい。

【共通の事実】

ある高名な画家が描いた絵画をAが廉価で入手したことを紹介する記事が専門情報誌に掲載された。もともとその画家のファンであったBは、この記事を読み、どうしてもその絵画が欲しくなった。BがAに譲渡を申し込んだところ、Aは、相場通りの価格である2000万円であれば譲ってもいいという。Bは、代金捻出のため、まさに全財産を金に換えた。それでも、700万円ほど足りなかった。そこで、Bは、次の約定でCから700万円の貸付を受けた。

① 毎月20万円ずつ、合計36箇月の分割払いで返済する。利息は、この支払総額の中に含まれる。

② 一度でも返済が遅れたならば、Bは、期限の利益を失う。

こうして、Bは、何とか金を用意し、代金の全額を支払うことで、Aから絵画を買い受けることに成功した。これに喜んだBは、数日後、友人を招いて、絵画を自慢したところ、この友人から、それが贋作である可能性を指摘された。不安に思ったBは、絵画の鑑定を依頼した。すると、鑑定士から、絵画が極めて巧妙に作られた贋作であり、よほど経験を積んだ鑑定士でなければ真贋の判断がつかないものであり、Bがこれを真作と思いこんだのも無理はない、との報告を受けた。

失意のBは、仕事を辞め、借家のアパートに引きこもるようになった。困ったのはCである。融資してから1箇月目の返済すら滞ってしまった。このままでは貸付金を回収できない。そこで、CがBを訪ねたところ、Bは、「Aに騙された。Cさんには悪いが、私も被害者だ」「こんな絵など2度とみたくない。いらない。生きる見込みを失った」「どうせ、働いて金を稼いだりしても、Cさんにもっていかれてしまう。何もやる気が起きない。裁判！？ そんな面倒なこと、私がやるわけないでしょ」と言う。

小問(1)

【共通の事実】に加えて、次の事実を前提とした場合、Cの請求は認められるか。(配点：25点)

Cが調べたところ、Aは、ただの人のいい金持ちで、もとをただせば、偽物であることを知らずに、海外の有名オークションで落札することによって絵画を入手し、真作であると信じたままBに転売したということが判明した。Cは、AB間の売買契約を解消し、戻ってきた代金から、自身のBに対する債権の回収を図ろうと考え、Aを訴えた。

小問(2)

【共通の事実】に加えて、次の事実を前提とした場合、Bの請求は認められるか。(配点：15点)

Cが調べたところ、Aが真作の絵画も所持していることが判明した。このことをBに伝えたところ、Bは、俄然、^{がぜん}元気になり、「裁判でも何でもやりますよ」と言うまでになった。BがAを問い詰めたところ、Aは、Bとの契約時には絵画の真作をBに見せておきながら、引渡時に贋作とすり替えたことを告白するとともに、現在、真作をDに預けていることを告げ、さらに、Dに引き続きBのためにそれを保管するようBの眼前で連絡した。これに安心したBが帰宅してしばらくし、Dのもとに向かおうとしたころ、EがB宅にやってきた。Eは、次の旨をBに伝えた。

真作の絵画の所有者はEであって、Aにはこれを貸していたにすぎなかった。Aが絵画を廉価で入手したとの記事は、誤りであって、Aの支払った金は、正確には賃料であった。Eは、事情をAとともにDに説明し、既に自らがDから絵画の返却を受けた。

実際にEが真の所有者であった。Bは、当該絵画の引渡しを求めてEを訴えた。